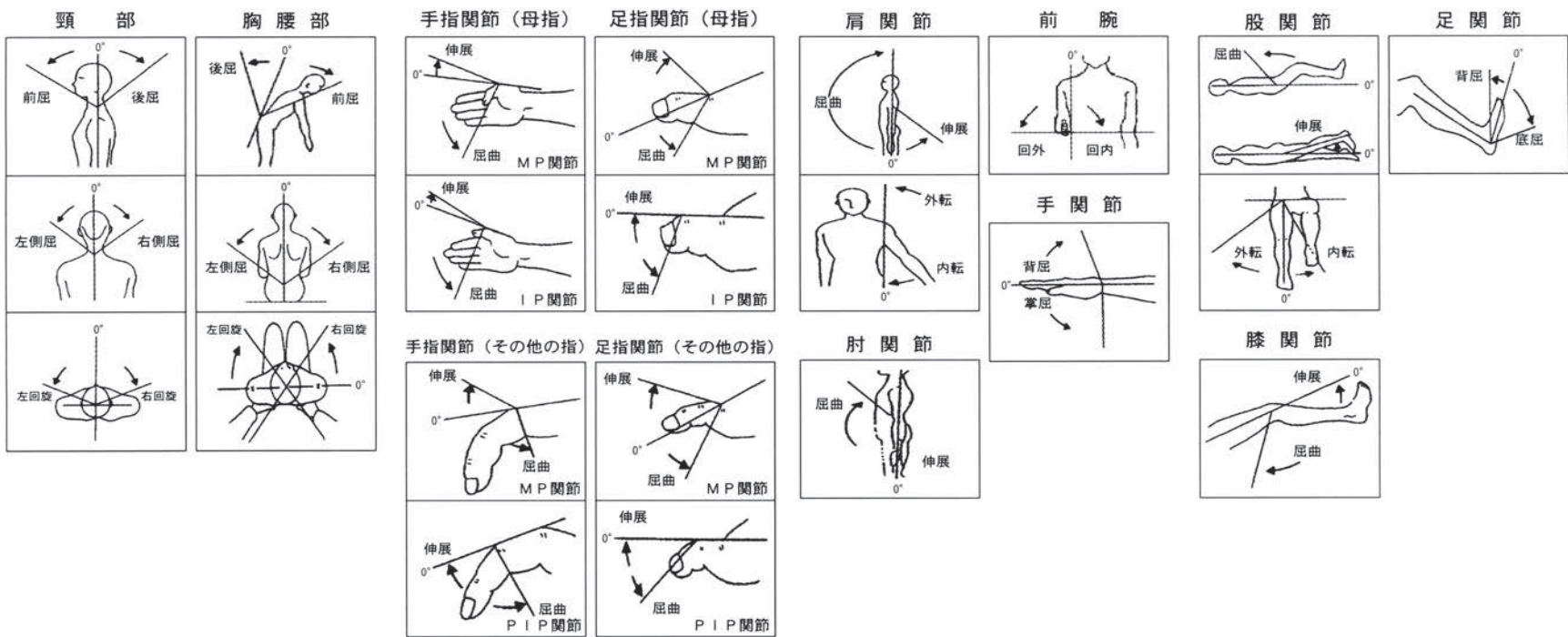


記入上の注意

- 1 この診断書は、国民年金又は厚生年金保険の障害給付を受けようとする人が、その年金請求書に必ず添えなければならない書類の一つで、初診日から1年6月を経過した日（その期間内に治ったときは、その日）において、国民年金法施行令別表又は厚生年金保険法施行令別表（以下「施行令別表」という。）に該当する程度の障害の状態にあるかどうか、又は、初診日から1年6月を経過した日において、施行令別表に該当する程度の障害の状態でなかった者が、65歳に到達する日の前日までの間において、施行令別表に該当する程度の障害の状態に至ったかどうかを証明するものです。
- 〔 また、この診断書は、国民年金又は厚生年金保険の年金給付の加算額の対象者となろうとする人等についても、障害の状態が施行令別表に該当する程度にあるかどうかを証明するものです。 〕
- 2 ③の欄は、この診断書を作成するための診断日ではなく、本人が障害の原因となった傷病について初めて医師の診療を受けた日を記入してください。前に他の医師が診療している場合は、本人の申立てによって記入してください。
- 3 ⑨の欄の「診療回数」は、現症日前1年間における診療回数を記入してください。なお、入院日数1日は、診療回数1回として計算してください。
- 4 「障害の状態」の欄は、次のことに留意して記入してください。
- （1）本人の障害の程度及び状態に無関係な欄には記入する必要がありません。（無関係な欄は、斜線により抹消してください。）なお、該当欄に記入しきれない場合は、別に紙片をはりつけてそれに記入してください。
- （2）⑫の欄の「脊柱の他動可動域」、⑮の欄の「手(足)指関節の他動可動域」及び⑯の欄の「関節可動域」の測定は、日本整形外科学会及び日本リハビリテーション医学会で定めた方法によってください。
- （3）⑯の欄の「筋力」の程度を表す具体的な「程度」は、次のとおりです。
- 正 常・・・検者が手で加える十分な抵抗を排して自動可能な場合
やや減・・・検者が手をおいた程度の抵抗を排して自動可能な場合
半 減・・・検者の加える抵抗には抗し得ないが、自分の体部分の重さに抗して自動可能な場合
著 減・・・自分の体部分の重さに抗し得ないが、それを排するような肢位では自動可能な場合
消 失・・・いかなる肢位でも関節の自動が不能な場合
- （4）⑰の欄の上肢長は、肩峰尖端より橈骨茎状突起尖端まで、下肢長は上前腸骨棘尖端より脛骨内果尖端までの距離を測ってください。また、上腕囲、前腕囲、下腿囲はその最大周囲径を、大腿囲は膝蓋上縁上10センチメートルの周囲径を測ってください。
- （5）脳血管障害などにより言語障害がある場合は、⑳の欄に会話状態などを記入してください。

（関節可動域測定参考図）



- 5 診断書の記載要領を日本年金機構のホームページに掲載していますのでご参照ください。
- また、日本年金機構のホームページに掲載している Excel 形式の診断書様式を使用いただくとできます。

日本年金機構 診断書 検索

